

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	江戸川看護専門学校
設置者名	一般社団法人江戸川区医師会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	看護学科(3年制)	夜・通信	64単位	9単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

掲載：[https://www.edogawa-kango.jp/schoolguide/pdf/1\\_about.pdf?20240625](https://www.edogawa-kango.jp/schoolguide/pdf/1_about.pdf?20240625)

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	江戸川看護専門学校
設置者名	一般社団法人江戸川区医師会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>*シラバスの作成過程</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育課程に関しては、「講義要項」(シラバス)で本校の履修すべき科目、単位数、時間数を提示している。</li> <li>・教育課程編成においては、毎年講師会議において、学習状況や国試合格状況等を踏まえ意見交換を行い、各講師から学習目的・学習目標・使用テキスト・評価方法(評価方法・試験配分)のシラバスの作成・確認をしてもらう。</li> <li>・それらを踏まえて、カリキュラム編成委員会を中心に教務会に提案し決定する。</li> </ul> <p>*シラバスの公表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シラバスは、毎年3月末に次年度分を製本し、入学時に学生へ配布し説明する。また在学生に対しては、年度初めに変更が入った科目の差し替えを行う。</li> <li>・シラバスは、外部者の閲覧を可能としている。</li> <li>・シラバスには講師の実務経験は明記されていなかったが、教育課程一覧に示して開示可能である。</li> </ul>	
<p>授業計画書の公表方法</p>	<p>掲載：  <a href="https://www.edogawa-kango.jp/schoolguide/pdf/3_about.pdf?20250618">https://www.edogawa-kango.jp/schoolguide/pdf/3_about.pdf?20250618</a></p>
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>学則の「履修科目及び単位認定に関する細則」において、履修科目、単位修得、成績評価等に関して規定している。</p> <p>(参考)</p> <p>細則第3条(単位の基準)</p> <p>(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。</p> <p>(2) 臨地実習については、45時間の実習をもって1単位とする。</p> <p>細則第4条(単位修得)</p> <p>1. 履修した科目を合格し、認定会議で認められたものは、所定の単位を得ることができる。</p> <p>2. 一度修得した単位及び成績は取り消すことができない。</p>	

<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p> <p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>科目ごとの成績(100点満点)を全科目合計し、平均点を算出する。それを基準に学生の成績順位を決定している。成績分布状況の把握については、学生個々の成績(点数)を学生便覧に掲載した履修案内(単位認定・卒業の認定に関する方針)に定める成績評価の基準(S・A・B・C・D)に当てはめ、その分布状況を確認する。成績評価方法については、入学時オリエンテーションで学生に通知している。</p>	
<p>客観的な指標の算出方法の公表方法</p>	<p>掲載：  <a href="https://www.edogawa-kango.jp/schoolguide/pdf/6_3_about.pdf?20230519">https://www.edogawa-kango.jp/schoolguide/pdf/6_3_about.pdf?20230519</a></p>
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>卒業の要件は、学生便覧「第VI章 履修案内」の「4. 履修要件(卒業に要する単位数)」に、学則別表に定める全科目104単位(3060時間)を修得することが卒業要件と明記し、また学則第20条(卒業の認定)に「校長は、別表に定める全科目の単位を修得した者、かつ出席すべき日数の3分の1以上欠席していない者に対して卒業認定を行い、卒業証書(学則様式2「卒業証書」)を授与する。</p> <p>同20条第2項に、前項の規定により卒業の認定を受けた者は、専門士(医療専門課程)を称することができるとしている。</p> <p>単位修得状況は、1年に2回の職員会議・単位認定会議を開催し、終了状況の確認と指導方針を決定している。卒業年次生に関しては、2月に卒業認定会議を開催し、卒業認定したのち、学校運営委員会において承認を得ている。</p>	
<p>卒業の認定に関する方針の公表方法</p>	<p>掲載：  <a href="https://www.edogawa-kango.jp/schoolguide/pdf/6_3_about.pdf?20230519">https://www.edogawa-kango.jp/schoolguide/pdf/6_3_about.pdf?20230519</a></p>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	江戸川看護専門学校
設置者名	一般社団法人江戸川区医師会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	本校にて、閲覧可能
収支計算書又は損益計算書	本校にて、閲覧可能
財産目録	—
事業報告書	本校にて、閲覧可能
監事による監査報告（書）	本校にて、閲覧可能

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
専門学校		医療専門課程	看護学科 昼間部 (3年制)	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	3,060 単位時間/単位	2,025 単位時間/単位	単位時間/単位	1,035 単位時間/単位	単位時間/単位	単位時間/単位
			単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120人		110人	0人	10人	60人	70人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画） （概要） 2,025 時間の講義および 1,035 時間の実習（計 3,060 時間）															
成績評価の基準・方法 （概要） 成績評価は学則に則り、シラバスに明示した評価方法に基づき 100 点満点で採点・認定しており、成績評価の基準は次のとおりである。															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>評点</th> <th>評価</th> <th>判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90 点以上</td> <td>S</td> <td rowspan="4">合格</td> </tr> <tr> <td>80 点以上</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>70 点以上</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>60 点以上</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>60 点未満（再試験届未提出者）</td> <td>D</td> <td>不合格</td> </tr> </tbody> </table>	評点	評価	判定	90 点以上	S	合格	80 点以上	A	70 点以上	B	60 点以上	C	60 点未満（再試験届未提出者）	D	不合格
評点	評価	判定													
90 点以上	S	合格													
80 点以上	A														
70 点以上	B														
60 点以上	C														
60 点未満（再試験届未提出者）	D	不合格													
また、成績評価による学業成績を総合的に判断するために各科目の平均点と個人別の平均点を用いている。															

<p>卒業・進級の認定基準</p> <p>(概要)</p> <p>本校学則 20 条（卒業の認定）に校長は、別表に定める全科目の単位を修得した者、かつ出席すべき日数の 3 分の 1 以上欠席していない者に対して、卒業の認定を行う。教育課程に係る授業科目の単位を修得したのものに対して卒業認定を行い、卒業証書を授与し専門士（医療専門課程）と称することを認めている。</p> <p>進級についても、進級要件に必要な教育課程に係る授業科目の単位を修得したのものに対して認定会議の議を経て、校長が進級を認定する。</p>
<p>学修支援等</p> <p>(概要)</p> <p>放課後、図書室および交流スペースを開放。</p> <p>教員は担任学年・担当科目の履修上の相談を日常的に行い、学生一人ひとりに対してきめ細かい個別指導を行っている。経済的支援については、東京都看護師等修学資金・日本学生支援機構奨学金制度等について入学時オリエンテーションや個別相談を通じて案内し、学業が継続できるようサポートしている。</p>

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
36 人 (100%)	0 人 (0%)	34 人 (94%)	2 人 (6%)
<p>(主な就職、業界等)</p> <p>病院（看護師）</p>			
<p>(就職指導内容)</p> <p>学年担任・就職支援担当教員は、積極的に江戸川区内や実習病院への就職を促している。病院奨学金制度を設けている病院へ就職する学生も多い。また、学校図書室内の就職コーナー・校内掲示板等による案内や、就職面接講習会も設けている。</p>			
<p>(主な学修成果（資格・検定等）)</p> <p>看護師国家試験受験資格、保健師・助産師学校受験資格</p>			
<p>(備考)（任意記載事項）</p>			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
113 人	2 人	1.7%
<p>(中途退学の主な理由)</p> <p>1 体調不良 2 進路変更</p>		
<p>(中退防止・中退者支援のための取組)</p> <p>担任教員を中心に、全教職員が学習面・精神面・経済面などの相談に応じ、きめ細やかな指導を行っている。</p>		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護	300,000 円	480,000 円	500,000 円	教育実習費、施設設備費、 学生保険料、教科書代等 (3年生)
看護	300,000 円	600,000 円	500,000 円	教育実習費、施設設備費、 学生保険料、教科書代等 (1年生、2年生)
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 学校ホームページ「情報公開」内の「自己点検・自己評価」にて結果を公表している。		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) 学校運営委員長、元校長、校務主任、同窓生等を交えた構成メンバー教育課程、入学卒業就職、学生支援、地域社会への貢献等の評価を行う方針。評価内容は運営委員会・理事會などで報告され、次年度以降の改善に取り組む。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
江戸川区医師会理事	2024年6月～	運営委員長 (医師)
清泉女学院大学教授 (スクールカウンセラー)	2023年6月～	
実習病院元院長	2023年6月～	元校長 (医師)
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 学校ホームページ「情報公開」内の「学校関係者評価」にて結果を公表している。		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) <a href="https://www.edogawa-kango.jp/schoolguide/about.html">https://www.edogawa-kango.jp/schoolguide/about.html</a>
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H113312300049
学校名 (〇〇大学 等)	江戸川看護専門学校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	一般社団法人江戸川区医師会

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等 (内数) ※家計急変による者を除く。		- 人 (0人)	- 人 (0人)	- 人 (0人)
内 訳	第Ⅰ区分	- 人	- 人	
	(うち多子世帯)	(0人)	(0人)	
	第Ⅱ区分	0 人	- 人	
	(うち多子世帯)	(0人)	(0人)	
	第Ⅲ区分	- 人	- 人	
	(うち多子世帯)	(0人)	(0人)	
	第Ⅳ区分 (理工農)	0 人	0 人	
	第Ⅳ区分 (多子世帯)	0 人	0 人	
区分外 (多子世帯)	0 人	0 人		
家計急変による 支援対象者 (年間)				0 人 (0人)
合計 (年間)				- 人 (0人)
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単 位時間数が廃止の基準に該当)	0人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意 欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。)、 高等専門学校(認定専攻科を含む。 )及び専門学校(修業年限が2 年以下のものに限る。)			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学(期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。)の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	0人	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当)	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	0人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。